

那覇市公報

第 1 5 5 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市税条例等の一部を改正する条例(税制課)…………… 307
- 那覇市税条例の一部を改正する条例(税制課)…………… 329

規 則

- 那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則(消防本部予防課)…………… 334

告 示

- 市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示(道路管理課)…………… 340
- 歩行者専用道路の指定に関する告示(道路管理課)…………… 342

公 告

- 都市公園の設置及び供用開始について(公園管理課)…………… 344
- 都市公園の設置及び供用開始について(公園管理課)…………… 346
- 住民票の職権消除の公示について(市民課)…………… 348
- 那覇市伝統工芸館指定管理者の指定申請について(商工農水課)…………… 348

消防本部訓令

- 那覇市火災警報規程に関する訓令(消防本部指令情報課)…………… 350

消防本部告示

- 火災警報の発令に関する告示を廃止する告示(消防本部指令情報課)…………… 353

上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について(総務課)…………… 354

監査委員公表

- 平成 23 年度前期定期監査の結果について (公表) …………… 356

条 例

那覇市条例第27号

平成23年 7 月15日

那覇市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例等の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第26条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。 2～3 [略] (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が	(市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第26条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。 2～3 [略] (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

(3) 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1) 当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
------------	---------

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額(以下この項において「課税山林所得金額」という。)及び同条第2項に規定する課税退職所得金額(以下この項において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合(ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合)

ア 課税山林所得金額を有する場合

当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合

当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第36条の3 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項各号に掲げる事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 [略]

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者のうち第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第53条の10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(固定資産税の課税標準)

第61条 [略]

2～8 [略]

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する

第36条の3 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 [略]

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第53条の10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(固定資産税の課税標準)

第61条 [略]

2～8 [略]

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する

固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

- 第65条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(固定資産に係る不申告に関する過料)

- 第75条 固定資産の所有者(法第386条第1項に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

- 第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合におい

固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

- 第65条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(固定資産に係る不申告に関する過料)

- 第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

- 第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合におい

ては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第107条 前条第2項の認定を受けていない鉱産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第113条 前条第2項の認定を受けていな

ては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第105条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第107条 前条第2項の認定を受けていない鉱産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第113条 前条第2項の認定を受けていな

い特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

第119条の2 [略]

(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第123条 事業所税の納税義務者が前条の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

い特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第119条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第119条の3 [略]

(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第123条 前条第2項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第129条の2 事業所税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項、第2項又は第4項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第132条 前条の規定により申告すべき者が同条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

付 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第12条の3第1項、付則第12条の4第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項又は付則第15条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えると

が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料)

第132条 前条の規定により申告すべき者が同条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

付 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第12条の3第1項、付則第12条の4第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項又は付則第15条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

きは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1) 第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第34条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(2) 第34条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第34条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(3) 前年中の所得について付則第12条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50

(4) 前年中の所得について付則第14条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60

(5) 前年中の所得について付則第12条の3第1項、付則第13条第1項、付則第14条の2第1項又は付則第15条の2第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達されるとき

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があ

までに提出されたもの及びその時まで
に提出された第36条の3第1項の確定申
告書を含む。次項において同じ。)にそ
の肉用牛の売却に係る同法第25条第1項
に規定する事業所得の明細に関する事
項の記載があるとき(これらの申告書を
その記載がないことについてやむを得
ない理由があると市長が認めるときを
含む。次項において同じ。)は、当該事
業所得に係る市民税の所得割の額(前年
の第33条第1項に規定する総所得金額に
係る市民税の所得割の額から、当該事業
所得がないものとして計算した場合に
おける同項の総所得金額に係る市民税
の所得割の額の控除した額とする。)を
免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市
民税に限り、所得割の納税義務者が前年
中に租税特別措置法第25条第1項各号に
掲げる売却の方法により当該各号に定
める肉用牛を売却し、かつ、その売却し
た肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該
当しないもの又は免税対象飼育牛に該
当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を
超える場合の当該超える部分の免税対
象飼育牛が含まれている場合(その売却
した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に
該当しないものである場合を含む。)に
おいて、第36条の2第1項の規定による申
告書にその肉用牛の売却に係る同法第
25条第2項第2号に規定する事業所得の
明細に関する事項の記載があるときは、
その者の前年の総所得金額に係る市民
税の所得割の額は、第33条から第34条の
3まで、第34条の6から第34条の8まで、
付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、
付則第3条の3の2第1項及び前条の規定
にかかわらず、次に掲げる金額の合計額
とすることができる。

- (1) 租税特別措置法第25条第2項第1号
に規定する売却価額の合計額に100分

ると市長が認めるときを含む。次項にお
いて同じ。)は、当該事業所得に係る市
民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市
民税に限り、法附則第6条第5項に規定す
る場合において、第36条の2第1項の規定
による申告書に肉用牛の売却に係る租
税特別措置法第25条第2項第2号に規定
する事業所得の明細に関する事項の記
載があるときは、その者の前年の総所得
金額に係る市民税の所得割の額は、第33
条から第34条の3まで、第34条の6から第
34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3
条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び
前条の規定にかかわらず、法附則第6条
第5項各号に掲げる金額の合計額とする
ことができる。

の0.9を乗じて計算した金額

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の2 [略]

2～3 [略]

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第31条の規定による認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

5～8 [略]

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則

3 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の2 [略]

2～3 [略]

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

5～8 [略]

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則

第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の4 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金

第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の4 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則

額並びに付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条

第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第

第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得

1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(3)～(4) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の4 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第

林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の10第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

3～4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所

34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

3～4 [略]

5 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは

得割の額及び付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第15条の4第4項」とする。 (3)～(4) 6 [略]	「付則第15条の4第4項」とする。 (3)～(4) 6 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
(那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)	
第2条 那覇市税条例の一部を改正する条例(平成20年那覇市条例第31号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
付 則 (個人の市民税に関する経過措置) 第2条 [略] 2～6 [略] 7 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき第2条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「第2条改正後条例」という。)付則第12条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定	付 則 (個人の市民税に関する経過措置) 第2条 [略] 2～6 [略] 7 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき第2条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「第2条改正後条例」という。)付則第12条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定

にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。

8～13 [略]

14 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(第1条改正後条例付則第14条の3第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、第1条改正後条例付則第14条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、第1条改正後条例付則第14条の2第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例付則第14条の3第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。

にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。

8～13 [略]

14 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(第1条改正後条例付則第14条の3第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、第1条改正後条例付則第14条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、第1条改正後条例付則第14条の2第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例付則第14条の2第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。

15～18 [略]	15～18 [略]
19 平成21年1月1日から <u>平成23年12月31日</u> までの期間内に第1条改正後条例付則第15条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。	19 平成21年1月1日から <u>平成25年12月31日</u> までの期間内に第1条改正後条例付則第15条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 那覇市税条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) [略] (2) 付則第14条の4の改正規定及び次条第4項の規定 <u>平成25年1月1日</u> (市民税に関する経過措置) 第2条 [略] 2～3 [略] 4 新条例付則第14条の4の規定は、<u>平成25年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用する。 5 [略]	付 則 (施行期日) 第1条 [略] (1) [略] (2) 付則第14条の4の改正規定及び次条第4項の規定 <u>平成27年1月1日</u> (市民税に関する経過措置) 第2条 [略] 2～3 [略] 4 新条例付則第14条の4の規定は、<u>平成27年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用する。 5 [略]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中那覇市税条例第26条第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第36条の4第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第53条の10第1項の改正規定、同条例第65条第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第75条第1項の改正規定(「3万円」を「10

万円」に改める部分に限る。)、同条例第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第113条第1項の改正規定、同条例第119条の2を第119条の3とし、第119条の次に1条を加える改正規定、同条例第123条第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第129条の次に1条を加える改正規定及び同条例第132条第1項の改正規定並びに付則第4条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(2) 第1条中那覇市税条例付則第4条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

(3) 第1条中那覇市税条例付則第6条の2第4項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)第34条の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法(昭和25年法律第226号)第314の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第34条の7第1項に規定する寄附金について適用する。

2 新条例付則第4条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の那覇市税条例(以下「旧条例」という。)付則第4条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第6条の2第4項の規定は、付則第1条第3号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例(付則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの付則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの付則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

那覇市条例第28号

平成23年 7 月15日

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(軽自動車税の賦課期日及び納期) 第83条 [略] 2 [略] 3 市長は、特別の事情がある場合において前項<u>本文</u>の納期により難いと認められるときは、同項<u>本文</u>の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。 (軽自動車税の減免) 第89条 市長は、<u>公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</u> 2～3 [略] 付 則	(軽自動車税の賦課期日及び納期) 第83条 [略] 2 [略] 3 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。 (軽自動車税の減免) 第89条 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当する軽自動車等については、その軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税を減免することができる。</u> (1) <u>公益のために直接専用するものと市長が認める軽自動車等</u> (2) <u>天災その他特別の事情により市長が特に必要と認める者が所有し、又は使用する軽自動車等</u> 2～3 [略] 付 則 <u>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</u> 第17条 <u>所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。</u>

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この条において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を

第17条～第19条 [略]	含む。)に限り、適用する。 (東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例) 第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3及び付則第3条の3の2の規定の適用については、付則第3条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第3条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。 第19条～第21条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の	

欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則に2条を加える改正規定(付則第18条に係る部分に限る。)は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第89条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

規 則

那覇市規則第35号

平成23年 7 月15日

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式の2 別記] [第15号様式 別記] [第16号様式 別記] [第17号様式 別記] [第18号様式 別記]	[第1号様式の2 別記] [第15号様式 別記] [第16号様式 別記] [第17号様式 別記] [第18号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。 2 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式の2(第3条関係)

消 防 訓 練 実 施 届 出 書

那覇市		様	年	月	日
			管理権原者		
			印		
防 火 対 象 物	所 在 地				
	政令別表第1 に掲げる区分				
	名 称				
	防火(防災) 管 理 者				
	収 容 人 員				
日		時			
訓 練 の 種 別					
訓 練 の 概 要					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

[改正後 別記]

第1号様式の2(第3条関係)

消 防 訓 練 実 施 届 出 書

年 月 日

那覇市 消防署長 様					
防火管理者・防災管理者 氏名 印 電話：					
防火対象物の所在地		那覇市			
防火対象物の名称等 (建物・ビル名)		用途	消 防 法 施 行 令 別表第一() 項		
事業所の名称等 (テナント・店名等)		用途	消 防 法 施 行 令 別表第一() 項		
実施日時		年 月 日		時 分から 時 分まで	
訓練根拠		1 防火管理(消防法第8条)に基づく消防計画 2 防災管理(消防法第36条)に基づく消防計画			
災害種別		1 火災 2 地震等(地震を起因とする災害) 3 その他の災害()			
訓練種別		1 火災総合訓練 2 防災に係る避難訓練 3 その他()			
参加(予定)人員		名	消防職員の 立会い有無	有 ・ 無	
訓練概要（具体的な内容）					
※ 受付欄			※ 経過欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 訓練想定及び任務分担が分かる書類並びに避難経路図を添付すること。

[改正前 別記]

第15号様式(第11条関係)

少量危険物
指定可燃物 タンク 検査 申出 書

[略]	
タンクの最大常用圧力	<u>kgf/cm²</u>
[略]	

備考[略]

[改正後 別記]

第15号様式(第11条関係)

少量危険物
指定可燃物 タンク 検査 申出 書

[略]	
タンクの最大常用圧力	<u>kPa</u>
[略]	

備考[略]

[改正前 別記]

第16号様式(第11条関係)

少量危険物
指定可燃物 タンク 検査 済 証

[略]	
検査圧力	<u>kgf/cm²</u>
[略]	

備考[略]

[改正後 別記]

第16号様式(第11条関係)

少量危険物
指定可燃物 タンク 検査 済 証

[略]	
検査圧力	<u>kPa</u>
[略]	

備考[略]

[改正前 別記]

第17号様式(第11条関係)

少 量 危 険 物 タ ン ク 検 査 済 証	
検査圧力 [略]	<u>kgf/cm²</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

第17号様式(第11条関係)

少 量 危 険 物 タ ン ク 検 査 済 証	
検査圧力 [略]	<u>kPa</u>

備考 [略]

[改正前 別記]

第18号様式(第11条関係)

指 定 可 燃 物 タ ン ク 検 査 済 証	
検査圧力 [略]	<u>kgf/cm²</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

第18号様式(第11条関係)

指 定 可 燃 物 タ ン ク 検 査 済 証	
検査圧力 [略]	<u>kPa</u>

備考 [略]

告 示

那覇市告示第 73 号

平成 23 年 7 月 15 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始をする。

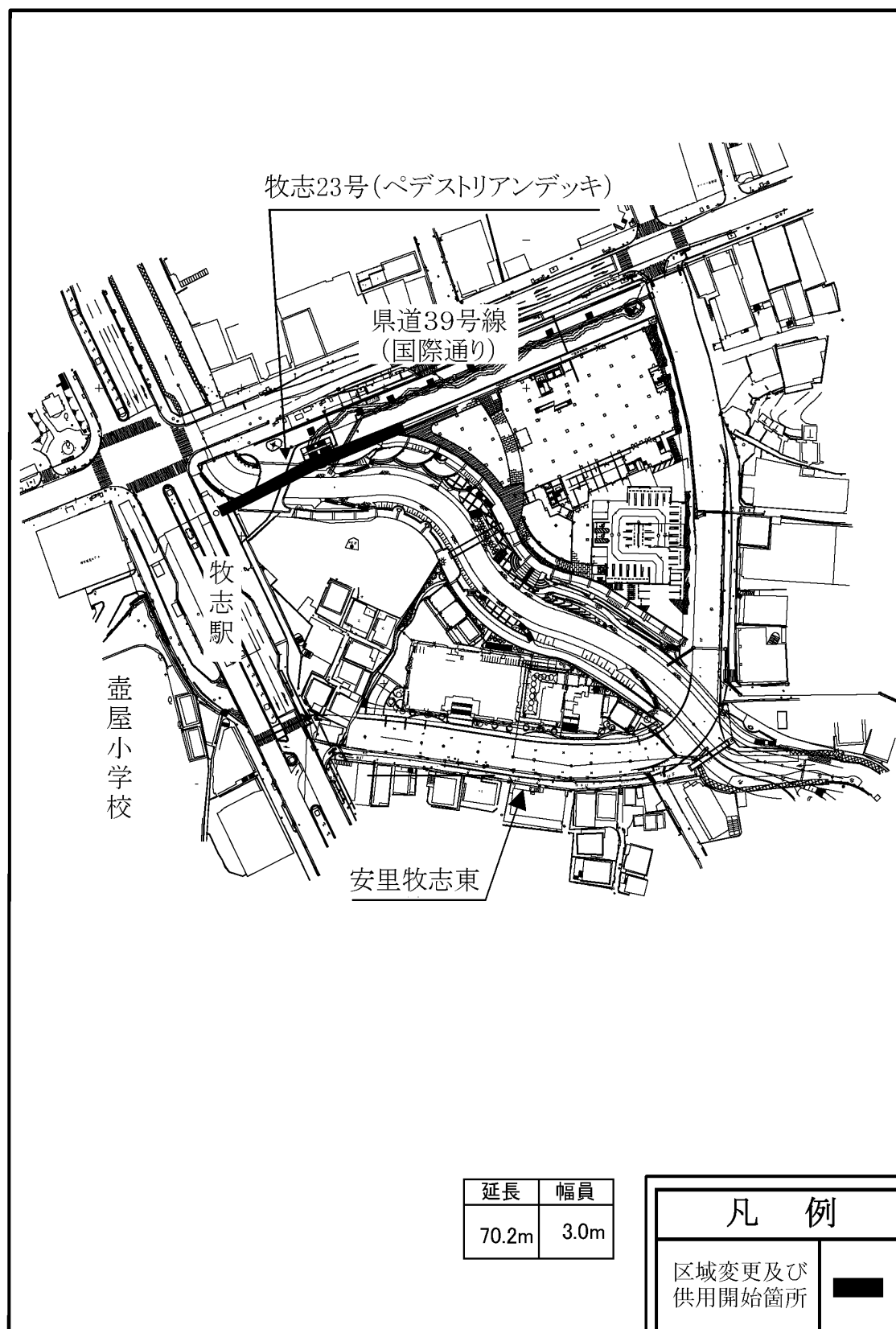
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域変更及び供用開始をする路線

整理番号	路線名	区 間	供用開始の期日
613	牧志 23 号 (パ デ ス ト リ ア ン デ ッ ク)	牧志 3 丁目 272-15 ~ 安里 2 丁目 463-52	告示の日

市道路線の区域変更・供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 74 号

平成 23 年 7 月 1 日

掲 示 済

歩行者専用道路の指定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 13 第 3 項の規定に基づき、
本告示の日をもって歩行者専用道路を次のように指定する。

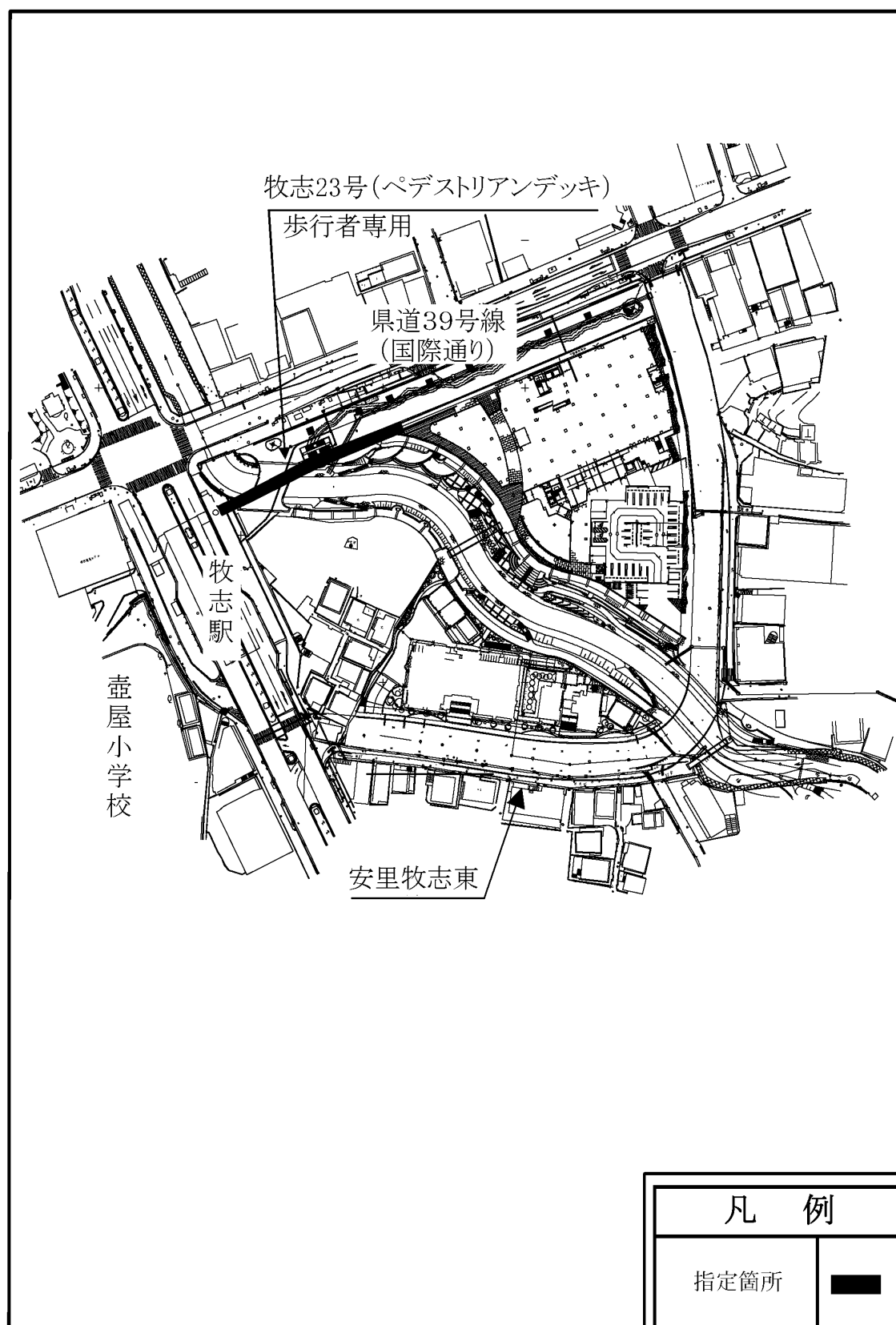
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課
において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

歩行者専用道路に指定する路線

整理番号	路線名	区 間
613	牧志 2 3 号 (パデストリッジ)	牧志 3 丁目 272 - 15 ~ 安里 2 丁目 463 - 52

歩行者専用道路指定位置図(参考図)



公 告

那覇市公告第 57 号

平成 23 年 6 月 28 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法（昭和31年法律第79号）2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	真嘉比中央公園
公園の位置	那覇市真嘉比古島第2土地区画（41街区）
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成23年 7月8日（金）

真嘉比中央公園 位置図

今回供用開始区域

那 霸 市 公 告 第 58 号

平成 23 年 6 月 28 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法（昭和31年法律第79号）2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	松山公園
公園の位置	那覇市久米2丁目30番地
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成23年7月8日（金）

位置図



那 覇 市 公 告 第 62 号

平成 23 年 7 月 5 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那 覇 市 公 告 第 72 号

平成 23 年 7 月 15 日

那覇市伝統工芸館指定管理者の指定申請について

平成 24 年 4 月 1 日からの那覇市伝統工芸館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名 称 那覇市伝統工芸館

所在地 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市伝統工芸館条例第 18 条に定めるもののほか、詳細については那覇市伝統工芸館指定管理者募集要項及び業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日（3 年間）

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所

〒900 - 0004

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階

商工農水課 商工振興G

TEL 098—951—3212

FAX 098—951—3213

(2) 提出書類

那覇市伝統工芸館指定管理者指定申請書(第1号様式)

指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の那覇市伝統工芸館指定管理者事業計画書(別紙1)及び那覇市伝統工芸館指定管理者収支予算書(別紙2・)

定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書

指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録のみとする。

指定申請の日の属する事業年度における法人その他の団体の事業計画書及び収支予算書

役員の名簿及び履歴書

組織及び運営に関する事項を記載した書類

現に行っている業務の概要を記載した書類

納税証明書

・直近1か年の国税・都道府県税・市町村民税の各納税証明書

・設立1年未満の法人その他の団体の場合は、代表者の直近1か年の国税・都道府県税・市町村民税の各納税証明書

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 指定申請書及び募集要項の配布期間

平成23年7月25日(月)から平成23年8月26日(金)まで

午前9時から午後5時15分まで。ただし、12時から13時の間、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(4) 申請書類の受付期間

平成23年7月25日(月)から平成23年8月26日(金)まで

午前9時から午後5時15分まで。ただし、12時から13時の間、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(5) 提出方法

指定管理者指定申請書のほか、必要書類及びデータを入力したCD-Rを添えて受付期間内に持参してください。

(郵送、FAXによる提出はできません。)

5 問い合わせ先

〒 9 0 0 - 0 0 0 4

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階

商工農水課 商工振興 G

T E L 0 9 8 — 9 5 1 — 3 2 1 2

F A X 0 9 8 — 9 5 1 — 3 2 1 3

消防本部訓令

消防本部訓令第 8 号

平成 23 年 6 月 14 日

施 行 済

那覇市火災警報規程に関する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 本 部

消防長 前原常雄

那覇市火災警報規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定に基づく火災に関する警報(以下「火災警報」という。)の発令及び解除について必要な事項を定めるものとする。

(火災警報の発令基準)

第2条 火災警報の発令基準は、次のとおりとする。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が50パーセント以下となり、最大風速10メートル以上の見込みのとき。
- (2) 平均風速15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) 前2号に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると消防長が認めるとき。

(火災警報の発令及び解除)

第3条 火災警報は、気象状況が前条各号のいずれかに該当する場合に発令し、該当しなくなった場合に解除する。ただし、降雨中は火災警報を発令しないこともある。

(火災警報の信号)

第4条 火災警報の発令があったときは、吹流しの掲揚及び掲示板を掲示するものとする。また、これを解除したときは、吹流しの降下及び掲示板の撤去により告知する。

(火災警報発令時の記録)

第5条 火災警報を発令するときは、消防長は火災警報発令簿(別表)に必要な事項を記録してこれを行うものとする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

火 災 警 報 発 令 簿

		伺	年 月 日 時		
		決	年 月 日 時		
警 報 発 令 日 時			年 月 日 時 分		
気象状況 (月 日 時 分)			気 象 通 報 発 令 状 況		
風 速		m/s			
湿 度	最 低	%			
	実 効	%			
参 考					
火 災 警 報 解 除 日 時			年 月 日 時 分		
解 除 時 の 状 況	気 象 状 況		気 象 通 報 発 令 状 況		
火 災 警 報 発 令 中 の 延 時 間			時 間 分		
主 な 実 施 事 項			発 令 中	火災件数	
				損 害 額	
			備 考		

消防本部告示

消防本部告示第 1 号

平成 23 年 6 月 14 日

掲 示 済

火災警報の発令に関する告示を廃止する告示を次のように定める。

那 覇 市 消 防 本 部
消 防 長 前 原 常 雄

火災警報の発令に関する告示を廃止する告示

火災警報の発令に関する告示（平成 16 年 3 月 19 日消防本部告示第 1 号）は、廃止する。

付 則

この告示は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 5 号

平 成 2 3 年 7 月 1 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
3 9 3	クリーンワン	那覇市首里崎山町3丁目63番地	上門 繁夫	平成23年 6月16日

監査委員公表

那 監 公 表 1 号

平成 23 年 7 月 15 日

那覇市監査委員	大嶺	英明
同	宮里	善博
同	大浜	安史
同	仲松	寛

平成 23 年度前期定期監査の結果について (公表)

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、経済観光部、環境部、生涯学習部、学校教育部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 **経済観光部**
商工農水課、なはまちなか振興課、観光課
環境部
環境政策課、クリーン推進課、環境保全課
生涯学習部
総務課、生涯学習課、市民スポーツ課、高校総体推進室、文化財課、施設課、中央公民館、中央図書館
学校教育部
学校教育課、総合青少年課、学務課、学校給食課、教育研究所、学校給食センター
- 第 2 監査の期間 平成 23 年 3 月 28 日から平成 23 年 6 月 27 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は平成 22 年度(平成 23 年 3 月 31 日現在)における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

経済観光部

○ 商工農水課

1 職員の配置状況

商工農水課の職員配置状況は、課長 1 人、室長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 5 人、主任主事 3 人、主事 2 人計 15 人である。その他、非常勤職員 5 人、臨時職員 10 人である。

2 主な所掌事務

商工農水課は、産業振興基本構想の策定、産業立地及び企業誘致、商工業の指導育成、中小企業の振興、特産品及び伝統工芸の指導育成、那覇市伝統工芸館、那覇市 I T 創造館、那覇市ぶんかテンブス館、小口融資、経済動向等の調査・統計及び分析、流通対策、商業適正配置、経済団体との連絡調整、労働及び雇用、優秀技術者の表彰、職業訓練、農林水産業の振興、畜産、農漁業生産基盤の整備及び沿岸漁場の整備、水産施設の管理、農業委員会に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、南部農業用廃プラスチックリサイクルセンター (82 万 9 千円) 琉球水難救済会 (75 万円) 海上保安協会 (48 万 4,310 円) 沖縄県漁港漁場協会 (49 万 2 千円) 伝統的工芸ふれあい広場事業 (95 万円) 等である。

補助金の支出は、企業立地促進奨励助成金 (株) ウイプロジャパン外 8 社 (1,262 万 4,593 円) 産地組合補助金 (那覇伝統織物事業協同組合外 3 団体) (138 万円) 小口資金融資貸付金 (152 万 9 千円) 若年者雇用安定化推進事業 (56 万円) 障害者雇用安定化推進事業 (172 万 3 千円) 出荷箱購入補助 (224 万 3,700 円) 等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、小口融資の貸付け原資、企業誘致リサーチ等通信運搬費、那覇市中小企業審議会委員報酬等である。

概算払いによる支払いは、産地組合補助金 (那覇伝統織物事業協同組合外 3 団体) 沖縄県企業誘致セミナー出席旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「 6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市ぶんかテンブス館管理 (4,700 万円) 那覇市 I T 創造館管理 (2,222 万円) 那覇市伝統工芸館管理 (1,083 万 2 千円) 外国人漁業研修生受入 (1,674 万円) ふるさと雇用再生特別事業 (那覇市伝統工芸館に於ける外国人観光客の受入事業に係る事業委託費) (983 万 3 千円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、那覇市 I T 創造館パソコン等機器一式の賃借

(402万5,700円) 那覇市IT創造館ネットワーク設備賃借(161万7,840円) 農業基本調査等事業業務用自動車賃借(63万円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、なはし就職なんでも相談センター(28万3,500円) 市民農園トイレ用水ポンプ配管継手等取替修繕(7万3,500円) 等である。

(4) 補償、補填及び賠償金の契約について

補償は、小口資金融資事業の沖縄県信用保証協会への損失補償(656万4,206円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、市民農園(占有559.50㎡、貸付643.50㎡) 安謝小船溜場施設用地(占有3,194.37㎡、貸付2,027.97㎡) 壺川漁港換地用地(貸付502.25㎡) 那覇市伝統工芸館501.36㎡、文化活動支援施設(那覇市ぶんかテンプス館)868.60㎡、那覇市IT創造館2,080.48㎡である。

建物は、市民農園(占用4㎡) 泊船揚場ウインチ小屋(占用19.71㎡) 泊船揚場倉庫2棟(占用29.7㎡) 那覇市伝統工芸館1,356.06㎡、実演・体験施設253.20㎡、文化活動支援施設(那覇市ぶんかテンプス館)3,066.21㎡(占用2,828.46㎡、貸付237.75㎡) 産業育成施設3,422.27㎡(占用1,461.91㎡、貸付1,951.65㎡) である。

(2) 基金・その他について

基金は、那覇市小口資金融資貸付金(1億3,551万8千円) である。

(3) 有価証券について

有価証券は、(株)沖縄産業振興センター株券(5千万円)(株)サザンプラント(280万円) である。

(4) 出資による権利について

出資による権利は、沖縄県信用保証協会(5億7,238万5千円) 沖縄県漁業信用基金協会出資金(4,280万円) 沖縄県農業信用基金協会出資金(3,855万円)(財)雇用開発推進機構(1,500万円) 沖縄県物産公社(500万円) 沖縄県園芸農業振興基金協会出資金(111万円) 沖縄県糖業振興協会出資金(70万円) である。

(5) 債権について

債権は、那覇市小口資金融資貸付金(1億3,551万8千円) である。

(6) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 農業ボランティア育成事業について(注意事項)

農業ボランティア育成事業は、農業に関心のある市民を対象に基礎的な農業研修を行い、本市の農家に対する農業ボランティアとして育成するため講座を開設し、農家での手伝いなど、農家に対するボランティア活動支援を目的としている。

講座終了後の農業ボランティア活動の実績がみられないことから、今後の事業実施にあたっては、事業計画を検証のうえ適切な予算要求を行うとともに、しっかり事業構想を立て現状の課題分析を行い、事業手法を工夫する等改善に努められたい。

(2) 若年者雇用安定化推進事業について(要望事項)

若年者雇用安定化推進事業については、国庫補助事業等を活用して実施する事業であるが、26.7%と低い執行率となっている。

若年者雇用対策推進事業は、本市にとって重要課題のひとつとして平成15年から実施してきている。対象労働者となる国のトライアル雇用の申請状況の実態を十分把握できていないこと、ハローワークから個人情報の保護を理由に十分な協力が得られていないこと、また、国の若年雇用奨励金の制度が拡充されてきたことなどが本市奨励金制度の利用低迷の一因と考えられる。

本市奨励金制度の周知を図るためハローワークとの連携調整も進められているようであるが、今後とも連携を深めるとともに、より活用しやすい制度となるよう改善工夫に努められたい。

○ なはまちなか振興課

1 職員の配置状況

なはまちなか振興課の職員配置状況は、課長1人、副参事3人、主幹1人、主査4人、主任主事1人、主事2人の計12人である。その他、非常勤職員10人、臨時職員12人である。

2 主な所掌事務

なはまちなか振興課は、中心商店街の活性化その他の商業の振興、路上喫煙防止、消費生活、計量器の調査及び計量思想普及、家庭における省資源運動、公設市場の基本政策及び管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、公設市場使用料(現年度分170万1,552円、滞納繰越分686万2,110円)公設市場光熱水費実費徴収金(現年度分365万8,043円、滞納繰越分816万64円)である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

補助金の支出は、一万人エイサー踊り隊助成金(132万円)、国際通りランジットマイル助成金(200万円)、商店街活性化助成金(251万6,900円)、頑張るマチグー支援事業補助金(2,166万円)等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、安心・安全なマチグー調査及び環境美化作業事業通信運搬費、公設市場使用料誤納還付金等である。

概算払による支払いは、頑張るマチグー支援事業補助金、商店街活性化助成事業補助金、那覇市河川クリーンプロジェクト先進都市視察旅費等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、第一牧志公設市場再整備合意形成推進業務委託(156万9,750円)、若松公設市場・田原公設市場廃止に伴う営業等調査業務(2,934万7,500円)、地域の力をつなぐまちづくり事業委託(1,251万2千円)公設市場の電気・機械設備保守管理業務委託(1,750万1,400円)、公設市場の清掃業務委託(1,068万4,800円)、公設市場の警備保安業務委託(897万7,500円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、牧志公設市場土地賃借(2,392万1,712円)、屋宜第2ビルの賃借(882万円)、安心・安全なマチグラー調査及び環境美化作業事業の執務事務室賃借(192万7,800円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、牧志公設市場衣料部エスカレーター修繕(129万2,025円)、牧志公設市場衣料部2階改修工事(129万1,500円)、牧志公設市場衣料部2階解体工事(98万7千円)等である。

(4) 補償、補填及び賠償金の契約について

補償の契約は、東公設市場廃止に伴う移転補償費(1,013万6,700円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、第一牧志公設市場(占有1,801.53㎡)、中心商店街にぎわい広場(占有2,108.00㎡)である。

建物は、牧志公設市場雑貨部(占有600.24㎡、貸付113.15㎡)、牧志公設市場衣料部(占有882.31㎡、貸付279.73㎡)、第一牧志公設市場(占有2,770.25㎡、貸付1,091.27㎡)、田原公設市場(占有59.64㎡、貸付210.00㎡)、宇栄原公設市場(占有130.10㎡、貸付327.40㎡)、若松公設市場(占有1,803.66㎡、貸付1,267.00㎡)、中心商店街にぎわい広場(占有177.80㎡)等である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

第一牧志公設市場再整備合意形成推進業務委託について(注意事項)

第一牧志公設市場再整備合意形成推進業務委託については、市場事業者及び周辺事業者等との合意形成をする事業であるが、業務委託契約を年度後半の平成22年12月15日に締結している。

この結果、十分な契約期間が確保されず、ひいてはこの事業の遅れにより公設市場の再整備検討事業に係る全体スケジュールの進捗にも影響を及ぼしかねない。事業の執行にあたっては、年度当初に的確に事業計画を策定し、迅速に事業成果が得られるよう努められたい。

○ 観光課

1 職員の配置状況

観光課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、主査 3 人、主任主事 1 人、主事 5 人の計 12 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

観光課は、観光及びコンベンションの振興、観光資源の活用及び開発、観光協会その他観光関係団体の指導育成、プロ野球キャンプ誘致の事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、国際会議観光都市連絡協議会負担金(260 万円)、クルーズ船促進連絡協議会負担金(160 万円)、首里城祭への負担金(60 万円)、沖縄観光コンベンションビューローへの賛助会費(39 万円)、沖縄県スポーツコンベンション振興協議会負担金(30 万円)等である。

補助金の支出は、観光協会運営補助金(3,402 万 6 千円)、観光協会事業補助金(3,399 万 4 千円)、那覇爬龍船振興会補助金(876 万 7 千円)、那覇大綱挽保存会補助金(1,500 万円)、琉球王朝祭り首里実行委員会補助金(357 万 5 千円)等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、九州観光都市連盟への負担金、観光功労者審査委員への報酬等である。

概算払による支払いは、那覇市観光協会の運営経費、那覇ハーリーの事業経費、那覇大綱挽の事業経費、琉球王朝祭りの事業経費等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、観光案内板多国語充実事業業務委託(1,638 万円)、(外国人受入サポート事業業務委託(5,557 万 3 千円)、外国人観光客 Web サポート事業業務委託(3,897 万 2 千円)、まち歩き整備事業業務委託(3,131 万 6 千円)、首里を回遊型の観光拠点にする事業業務委託(1,854 万 3 千円)、自転車エコツアー観光活性化事業業務委託(985 万 1 千円)、プロ野球キャンプ等支援事業(446 万 9,700 円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、プロ野球キャンプ整備工事(3,313 万 8 千円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、読売巨人軍那覇キャンプ用目隠しテント及び防球ネットの賃借外 12 件(252 万 9,623 円)、複写機賃借(30 万 7,440 円)等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 12 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

観光案内板多国語充実事業について（注意事項）

観光案内板多国語充実事業については、経済危機対策臨時交付金を活用し、平成 21 年 9 月補正予算で計上されたが、事業実施のため各種手続き調整が遅れ平成 22 年度へ予算が繰越された。しかしながら、平成 22 年度においてもこれらの調整が長引き、事業完了できず平成 23 年度へ予算の一部を繰越した。

事業の遅れは、事業構想や事業計画の準備が十分練られていないのが主な要因だと思われる。結果として、本市の観光経済面へ影響を及ぼしていることも考えられる。事業の実施にあたっては、計画性をもって早期に事業完了されるよう努められたい。

環 境 部

○ 環境政策課

1 職員の配置状況

環境政策課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 4 人、主幹 2 人、主査 7 人、主任主事 2 人、主事 6 人、技師 1 人、総合現業主査 1 人、主任総合現業員 4 人、総合現業員 6 人の計 34 人である。その他、非常勤職員 5 人、臨時職員 11 人である。

2 主な所掌事務

環境政策課は、環境基本計画、ゼロエミッション（資源循環型社会をいう。）の推進、地球温暖化対策、ISO14001 の総括及び推進、屋上及び壁面緑化、廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整、那覇市・南風原町環境施設組合、ごみ減量及び資源化、一般廃棄物処理施設等の整備計画、一般廃棄物処理業の許可及び指導、一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、那覇市・南風原町環境施設組合管理運営負担金（18 億 1,222 万 7 千円）、2010 那覇市環境フェア負担金（271 万 4 千円）、那覇市地球温暖化対策協議会負担金（80 万円）、全国都市清掃会議会費（19 万円）等である。

補助金の支出は、緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業（470 万円）、住宅用太陽光発電導入促進助成事業補助金（230 万円）である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇市環境審議会委員報酬及び費用弁償、那覇市生ごみ処理機器及び処理容器奨励金、那覇市資源化物集団回収奨励金等である。

概算払による支払いは、統合マネジメントシステムの構築と運用講座受講の旅費、地球温暖化対策実行計画先進地視察旅費、省エネルギー普及のための人材研修参加旅費、平成 22 年度低炭素都市推進国際会議出席旅費、地球環境保全行動計画先進地行動事例視察の旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務(6,954万2,746円)、那覇市リサイクルプラザ啓発推進業務(967万7千円)、「買い物ゲーム」による環境教育支援事業(246万7,500円)、緑のカーテン・屋上・壁面緑化コンテスト業務(49万9千円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料(77万2,830円)、作業用車両賃借(24万7,800円)、複写機賃借(15万2,081円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金・その他について

基金は、環境保全創造基金(2,314万5,085円)、一般廃棄物処理施設建設等基金(79万1,581円)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 家庭用生ごみ処理機器購入奨励金交付事業について(注意事項)

家庭から排出される生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し奨励金を交付しているが、当年度予算額 450 万円(150 件)に対し交付額 183 万 4,882 円(91 件)と執行率 40.8%にとどまっている。

前回定期監査においても、当該事業の手法等について検討し事業効果を高めるよう要望したところであるが、補助割合を引き上げるなど一部対応策は講じられているものの、執行率がさらに落ち込んだ状況となっている。

今後は、当該交付事業の市民への広報啓発の強化や、これまでの奨励金交付者に対するフォローアップ調査等を行い、普及の上での課題を検証するとともに、中・長期的な数値目標を定めるなど、効果的な事業内容及び手法の検討に努められたい。

(2) 意識啓発講座業務委託及び講座用バス賃借料について(注意事項)

地球温暖化対策啓発事業における意識啓発講座業務委託料(20 万円)及び講座用バス賃借料(19 万 5,712 円)については、同講座実施を職員やエコライフサポーターにより対応したため、全額未施行となっている。

経費を節減したことについては評価できるが、事業の実施については事業計画を適確に策定し、適切な予算計上をされたい。

○ クリーン推進課

1 職員の配置状況

クリーン推進課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 3 人、主査 5 人、主任主事 4 人、主事 1 人、プラント整備主査 1 人、運転主査 2 人、環境整備主査 4 人、総合現業主査 1 人、主任総合現業員 3 人、主任環境整備員 3 人、主任プラント整備員 1 人、主任運転手 5 人、環境整備員 15 人、総合現業員 10 人、運転手 21 人の計 81 人である。その他、臨時職員 34 人である。

2 主な所掌事務

クリーン推進課は、一般廃棄物に係る収集及び指導、一般廃棄物（焼却される廃棄物等を除く。）の処理等、一般廃棄物処理施設の維持管理、ごみ搬入道路、ポイ捨て防止による環境美化促進、不法投棄防止、旧ごみ焼却施設の跡地利用施設整備及び公衆便所の維持管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収状況について

未収金は、し尿処分手数料（356 万 9,237 円）である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、クリーン推進課事務所維持管理負担金（292 万 8,046 円）し尿収集運搬事業補助金（41 万 7,625 円）等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、安全運転管理者講習会出席負担金等である。

概算払による支払いは、出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、一般家庭用ごみ収集運搬業務（8 億 587 万 1 千円）リサイクルプラザ維持管理業務（4,337 万 5,500 円）汚水処理場維持管理業務（2,160 万円）一般資源化びん処理業務（1,811 万 2,500 円）、し尿等下水道放流施設維持管理業務（1,153 万 8 千円）等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、那覇市資源化推進センター建設工事（4 億 5,675 万円）那覇市資源化推進センター外構工事（5,741 万 4 千円）那覇市資源化推進センター粗大ごみ再生工房新設工事（4,049 万 8,500 円）等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料（16 万 9,800 円）複写機賃借（8 万 4,553 円）等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料は、攪拌装置修繕（107 万 4,990 円）遠心脱水機定期修繕（98 万 7 千円）曝気ブローア修繕（79 万 4,850 円）等である。

(5) 補償、補填及び賠償金の契約について

賠償金は、ゴミ収集車両接触事故による賠償金支払い（14 万 434 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、清掃工場埋立用地 9 万 1,460.11 m²、那覇市環境センター 7 万 1,412.00 m²、新污水調整池 3,260.00 m²、那覇市し尿等下水道放流施設 2,249.00 m²等である。

建物は、ごみ処理施設(リサイクルプラザ) 3,711.47 m²、環境センター污水处理場 1,355.01 m²、し尿等下水道放流施設 1,300.91 m²、クリーン推進課事務所 1,017.69 m²及び公衆便所(10 箇所) 181.69 m²等である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 環境保全課

1 職員の配置状況

環境保全課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 2 人、主任主事 5 人、主事 1 人、予防主査 1 人、主任予防技術員 1 人及び予防技術員 8 人の計 22 人である。その他は、非常勤職員 1 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

環境保全課は、環境保全、公害防止に関する施設及び実施計画、公害の苦情処理相談及び紛争の処理、自然保護、狂犬病の予防、ハブ対策、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に基づく業務、空き地管理及びそ族昆虫の駆除に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、いなんせ斎苑管理運営負担金(9,441 万 8 千円)、漫湖水鳥・湿地センター管理運営負担金(500 万円)、国場川水あしび負担金(50 万円)、沖縄県公衆衛生協会運営負担金(30 万 5,042 円)等である。

補助金の支出は、生活排水対策推進事業補助金(250 万 6 千円)、テレビ受信障害対策事業補助金(207 万 930 円)及び水資源有効利用推進事業(68 万 4,275 円)等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、環境啓発事業(大嶺海岸観察会、ホテル観察会、星空観察会、湧水めぐり等)の報償費及び火災保険料等である。

概算払は、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議出席、大阪市環境局事業部視察及び動物愛護管理者研修の出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理さ

れているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、自然環境保全・再生事業(350万円)、環境啓発事業(147万円)、市内河川等水質総合調査(130万2千円)、狂犬病予防法による登録事務等に関する業務(87万4,125円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、野犬対策強化事業用車両の賃借(20万340円)、タクシー使用料(19万5,990円)、複写機賃借(10万9,643円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、業務用車両修理代等(34万5,228円)である。

(4) 補償、補填及び賠償金の契約について

賠償金は、車両事故による賠償金支払い(29万3,333円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

建物は、遺骨安置所 52.06 m²である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

生涯学習部

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長1人、副参事3人、主幹2人、主査9人、主任主事3人、主事1人、保健師1人の計20人である。その他、非常勤職員115人、臨時職員18人である。

2 主な所掌事務

総務課は、教育委員会会議、秘書及び渉外、請願及び陳情、教育長協会等の教育団体、条例、規則等の制定、改廃及び解釈、情報公開及び個人情報保護、文書及び公印、庁内共用備品の調達及び管理、議会との連絡調整事務、災害対策等、庁舎管理、教育委員会例規審議会、教育に係る調査及び広報、教育行政に関する相談、基本構想、基本計画(教育行政運営ビジョンを含む。)の策定及び推進、重点施策の策定、主要事業の進行管理、実施計画、予算の編成及び決算、組織及び定数、事務管理、余裕教室及び空き教室、局議、課長連絡会、市費負担職員の任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱い、市費負担職員の勤務条件、市費負担職員の研修、職員の安全及び衛生管理、市費負担職員の福利厚生及び公務災害、市費負担職員の賃金及び報酬、学校規模の適正化及び適正配置、両部に

係る総合調整等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県市町村教育委員会連合会 (51 万 4,680 円) 沖縄県市町村教育長協会 (50 万 1,590 円) 沖縄県高等学校定時制通信制教育振興会 (3 万 6,413 円) 沖縄県社会保険協会 (3 万 2,500 円) 安全衛生推進者養成研修 (1 万 260 円) 市町村アカデミー研修「青少年育成」(1 万 7,100 円) 等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、全国都市教育長協議会総会・研究大会負担金、沖縄県市町村教育委員会連合会負担金、沖縄県市町村教育長協会負担金、市町村アカデミー研修負担金等である。

概算払による支払いは、全国都市教育長協議会定期総会・研究大会、沖縄県市町村教育委員会連合会大会、市町村教育委員会研究協議会(第2ブロック) 国際文化アカデミー旅費等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、教育長車運転業務 (240 万円) 定期健康診断業務 (209 万 2,230 円) 教育委員会庁舎ワックス塗布業務外 5 件 (58 万 2,645 円) PCB 汚染物安定器のドラム缶詰替外 1 件 (45 万 4,650 円) である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、那覇市教育委員会旧庁舎解体工事 (4,030 万 9,500 円) である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、電話交換機等設備賃借 (664 万 2,720 円) 教育委員会庁舎敷地賃借 (205 万 5,744 円) 教育委員会事務局一時移転庁舎賃借 (4,448 万 2,104 円) 公用車駐車場賃借 (205 万 2,642 円) 教育長車賃借 (64 万 8,900 円) とまりん駐車料金 (111 万 6,200 円) 等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、印刷機修繕外 2 件 (6 万 1,015 円) コンセント増設工事他 3 件 (63 万 2,625 円) 公用車修理外 3 件 (11 万 824 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

光熱水費の歳出予算執行について (注意事項)

庁舎維持管理費の光熱水費不足により 299 万 4 千円の増額補正をした。

その後、管理会社による電気料金の誤徴収が分かり、156 万 4,084 円が返還さ

れ戻入手続した結果、予算残額は 207 万 3,491 円となっている。

予算執行にあたっては、事業に係る支出経費を精査し適切な予算執行となるよう注意されたい。

○ 生涯学習課

1 職員の配置状況

生涯学習課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任主事 3 人、主事 2 人の計 11 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

生涯学習課は、生涯学習の推進に係る企画、調査及び総合調整、生涯学習の推進に係る広報、啓発活動及び関連事業、生涯学習関連のデータベースの整備及び提供、社会教育に関する企画、調査及び総合調整、那覇こどものためのデザイン事業、社会教育関係団体の育成及び指導助言、育英事業、社会教育指導員、学校開放の総合的推進、社会教育施設の設置及び廃止、社会教育実習、市民文化、ユネスコ活動、社会教育関係職員の研修に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県社会教育委員連絡協議会負担金(4万9千円) 那覇地区社会教育委員連絡協議会負担金(3万9千円) 沖縄県社会教育指導員連絡協議会負担金(1万3千円) 沖縄県社会教育指導員研修会参加負担金(3,500円) 全国生涯学習市町村協議会年会費(3万円) さいおんスクエア管理組合管理費分担金(45万1,401円)である。

補助金の支出は、那覇市婦人連合会運営補助金(86万4千円) 那覇市PTA連合会運営補助金(197万6千円) 育英事業(564万6千円)である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、第18回沖縄県社会教育指導員研修会参加負担金及び費用弁償、沖縄県社会教育指導員連絡協議会役員会に伴う旅費及び費用弁償、社会教育指導員連絡協議会への講師謝礼金である。

概算払による支払いは、那覇市育英会補助金、生涯学習振興費補助金(那覇市PTA連合会・那覇市婦人連合会)である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、久茂地公民館図書館耐久度調査業務委託(136万5千円) 那覇市子育て支援ブックスタート業務委託(169万4千円) 那覇こどものためのデザイン室運営業務委託(313万1,709円) 繁多川公民館業務委託(1,495万2千円) 繁多川図書館業務委託(1,714万8千円) (仮称)牧志・安里公民館図書館設置事業業務委託(工事監理)(1,386万円) 若狭公民館業務委託(1,123万4千円)である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事及び設計委託の契約は、(仮称)牧志・安里公民館図書館設置工事(建

築)(1億6,452万4,500円)(仮称)牧志・安里公民館図書館設置工事(電気)(4,006万8千円)(仮称)牧志・安里公民館図書館設置工事(機械)(7,811万3,700円)(仮称)牧志・安里公民館図書館プラネタリウム工事(8,996万4千円)(仮称)牧志・安里公民館図書館防犯装置設置工事(87万5,280円) 首里公民館図書館工作物移転工事設計業務委託(49万3,500円) 首里公民館図書館工作物移転工事(1,005万4,800円) 平成22年度小禄南公民館・図書館屋上防水改修工事(361万9,350円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、キャノン複写機賃借(6万3千円) 中央公民館・中央図書館敷地賃借(83万3,400円) 石嶺スポーツ文化プラザ用地賃借(644万9,675円) 中央公民館・中央図書館敷地賃借(80万6,520円) 中央公民館・中央図書館県有地土地賃借(5万5,272円) コピーチャージ料その他1件(34万3,302円)である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、城岳小学校地域・学校連携施設置修繕その他10件(30万4,185円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、公民館 合計14,646.36 m²、建物は、公民館10,836.96 m²、図書館4,484.25 m² 合計15,321.21 m² である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月9日備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

公有財産取得通知について(注意事項)

(仮称)牧志・安里公民館図書館は、平成23年3月までには建物工事完了に伴い土地と建物(保留床購入分)の所有権保存に関する登記事務手続きは取られて管理移管されている。しかしながら、建物の従物としてのプラネタリウム機器、内装工事における建築、電気、機械、防犯機器等(工事請負金額計4億3,352万円)の公有財産の取得通知手続きがとられていない。

那覇市公有財産規則第11条(財産の取得通知)の規定に基づき、速やかに取得通知を行い、資産の状況を把握できるように留意され、適正な財産管理に努められたい。

○ 市民スポーツ課

1 職員の配置状況

市民スポーツ課の職員配置状況は、課長1人、主幹1人、主査2人、主任主事2人、主事1人の計7人である。その他、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

市民スポーツ課は、社会体育に関する企画、調査及び研究、社会体育施設の設

置、管理及び廃止、体育指導委員、社会体育関係団体の育成及び指導助言、レクリエーション、学校体育施設の開放、所管する公の施設等の管理運営に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県体育指導委員協議会(6万1,865円) 那覇・浦添地区体育指導委員協議会(5万円) 等である。

補助金の支出は、NPO法人那覇市体育協会運営補助金(457万1千円) 第53回九州地区体育指導委員研究大会(沖縄大会)(20万円) 筑後川旗第27回西日本学童軟式野球大会派遣(22万1,520円) 及び第32回稲尾杯少年野球大会派遣(21万234円) 等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、学校体育施設開放管理指導員報償費、地域スポーツ教室報償費、体育指導委員報酬及び同指導委員研究大会参加負担金等である。

概算払による支払いは、NPO法人那覇市体育協会への補助金である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市体育施設指定管理委託料(8,297万4千円) 那覇市営奥武山体育施設指定管理委託料(7,800万円) 奥武山サブグラウンド芝生養生管理業務委託(299万2,500円) 等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約は、那覇市営奥武山野球場その他関連施設工事(繰越明許費)(1,895万6,700円) である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校体育館清掃用モップ賃借(135万3,544円) 等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、那覇市営奥武山野球場及び屋内練習場温水洗浄便座設置工事(153万8,250円) 那覇市営奥武山野球場マウンド等荒木田土入替修繕料(115万5千円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、ゲートボール場(1,991.34 m²) 建物は、那覇市営奥武山野球場(9,956.12 m²) 同屋内運動場(3,235.87 m²) 同スコアボード(454.01 m²) 那覇市首里石嶺市民プール(1,009.99 m²) 及びゲートボール場の便所(5.10 m²) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月10日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 高校総体推進室

1 職員の配置状況

高校総体推進室の職員配置状況は、室長 1 人、主事 1 人の計 2 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

高校総体推進室は、全国高等学校総合体育大会及び同那覇市実行委員会に関する事務を所掌し、那覇市開催競技として、水泳（競泳・飛込）競技大会、女子バレーボール競技大会、柔道競技大会、弓道競技大会、テニス競技大会及びなぎなた競技大会に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

負担金、補助及び交付金について

補助金の支出は、平成 22 年度全国高等学校総合体育大会那覇市実行委員会補助金（4,340 万 4,407 円）である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

工事及び設計委託契約について

工事請負契約は、漫湖公園市民庭球場 7 番～10 番コート改修工事（繰越明許費）（1,601 万 8,250 円）、平成 21 年度漫湖公園市民庭球場フェンス設置工事（事故繰越）（221 万 1,500 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 10 日に関係書類を閲覧した。

これらについて、平成 23 年 3 月 31 日付けで市民スポーツ課へ引継ぎされていることを確認した。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 文化財課

1 職員の配置状況

文化財課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 1 人、専門員主査 2 人、主任技師 1 人、主任主事 2 人、主任専門員 3 人、主事 1 人、専門員 1 人の計 15 人である。その他、非常勤職員 22 人、臨時職員 8 人である。

2 主な所掌事務

文化財課は、文化財の保存及び活用に関する企画、調査及び研究、指定文化財の維持管理、文化財調査審議会、文化財関係団体の育成及び指導助言、世界遺産、芸術文化の振興、埋蔵文化財の発掘調査、文化財の保存及び活用、所管する教育機関の指導助言及び公の施設等の管理運営に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国史跡整備市町村協議会(4万円) 沖縄地区史跡整備市町村協議会(2万円) 世界遺産登録10周年記念事業負担金(35万円) 文化財保存事業費補助金(365万3千円)等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、識名園排水設備事業の指導に係る旅費(8万1,230円) 第45回全国史跡整備市町村協議会大会旅費(11万1,170円) 伊江殿内庭園保存整備事業現場指導(文化庁職員)旅費(5万2,350円) 財産の取得(伊江殿内庭園用地購入)(3億9,036万2,699円) 世界遺産登録10周年記念事業負担金(35万円)等である。

概算払による支払いは、史跡等公有化(先行取得)ヒアリングに係る旅費(8万4,260円) 文化財保存事業費補助金(365万3千円)である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、市指定文化財及び市所有文化財清掃業務委託(441万円)玉陵管理業務委託(720万円) 識名園管理運営業務(1,930万円) 伊江殿内庭園基本計画・基本設計業務(523万3,200円) 字大嶺村跡分布調査業務(2,579万7,655円) 銘苅墓跡群基本計画業務委託(222万6千円) 陸上自衛隊基地内試掘調査に伴う磁気探査業務外1件(81万9千円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約は、首里金城町石畳道保存修理工事(62万1,600円) 識名園排水整備工事(その8)(873万670円) 伊江殿内庭園仮囲い設置工事(99万4,350円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、三原資料室賃借(422万1千円) 神原資料室賃借(158万1千円) 重機使用料(170万9,075円) ノート型パソコン賃借外3件(78万3,920円) 仮設事務所賃借(33万6千円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、公用車修理外2件(15万8,529円) スロープ修繕(52万8,150円) 消防設備不良箇所取替外6件(33万3,480円) 県庁壕柵設置修繕工事外3件(65万2,450円)等である。

(5) 補償、補填及び賠償金の契約について

補償契約は、伊江御殿別邸庭園用地買上げに伴う物件移転補償(42万8千円)、山下町第一洞穴遺跡周辺整備事業に伴う物件移転補償(712万3,650円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、那覇市文化財泊外人墓地、安谷川、金城大樋川、仲之川、新垣ヌカー、潮汲川、上ヌ東門ガー、下ヌ東門ガー、加良川、宝口樋川、シーマシ嶽、雨乞嶽、寒水川樋川、安谷川嶽、さくの川、ガーナー森、識名園、玉 陵、旧崇元寺第一門及び石 牆、円覚寺跡、園比屋武御嶽、伊江殿内庭園、美連 嶽、火 立 毛、史跡銘苅墓跡群、伊江御殿別邸庭園、山下町第一洞穴遺跡である。

建物は、玉 陵(奉円館、東の御番所)、埋蔵文化財仲井真収蔵庫、伊江御殿別邸庭園・茶室である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 伊江御殿別邸庭園用地買上げ事業について(注意事項)

国指定名勝である伊江御殿別邸庭園については、土地売買契約書により同土地内にある木造瓦葺平屋建居宅と茶室の寄附を受けた。

しかしながら、庭園部分の立木及び工作物については、土地売買契約書には記載がなく、口頭による寄附となっている。

那覇市公有財産規則第7条によると財産の寄附を受ける場合は、契約書案又は寄附申込書を調えなければならないと規定されている。

取得した財産の権利関係を明確化し、適正な財産管理に努められたい。

(2) 字大嶺村跡分布調査業務委託料について(注意事項)

那覇空港大嶺地区埋蔵文化財分布調査事業として、字大嶺村跡分布調査業務委託料(5,793万4千円)を予算計上し、一般競争入札の結果、落札額(2,168万2,500円)落札率37.9%となった。予算残額については、減額補正(3,155万円)をしている。

当初予算の見積もりにあたっては、適確な算定を行い適切な予算計上となるよう注意されたい。

○ 施設課

1 職員の配置状況

施設課の職員の配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、主査10人、

主任主事 2 人、主任技師 4 人、技師 7 人の計 27 人である。その他、非常勤職員 5 人である。

2 主な所掌事務

施設課は、教育施設に関する企画・調査及び研究、教育施設の建設計画、施設の維持補修工事、教育財産台帳の整理保存、学校施設の維持及び管理（警備、目的外使用許可及び災害共済を含む）、学校用地（幼稚園用地を含む）の取得、借用及び管理及び賃借、施設の防災計画書の取りまとめ、課内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況について

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県地区防音事業連絡協議会 11 万 2 千円、沖縄県公立文教施設整備期成会 2 万円等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成 22 年度小学校借用校地賃借料の供託金支払い 109 万 1,245 円、平成 22 年度中学校借用校地賃借料の供託金支払い 124 万 9,222 円である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、警備業務委託（小学校 9 件 2,808 万 514 円、中学校 8 件 1,325 万 496 円）自家用電気工作物保安管理業務委託（小学校 2 件 425 万 1,450 円、中学校 2 件 215 万 7,540 円）消防用設備保守点検業務委託（小学校 2 件 1,074 万 3,660 円、中学校 2 件 601 万 7,490 円）冷房機及び空調設備保守点検業務委託（小学校 4 件 604 万 5,441 円、中学校 4 件 386 万 6,559 円、荷物用昇降機保守点検業務委託（小学校 8 件 421 万 8,770 円、中学校 4 件 61 万 2,490 円）等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、校舎維持補修（小学校 18 件 1,080 万 5,439 円、中学校 13 件 1,118 万 1,225 円、消防設備改修（小学校 4 件 418 万 9,500 円、中学校 1 件 116 万 250 円）（仮称）新都心第 2 小学校新築事業等（委託料）（5 件、9,244 万 847 円）、（仮称）新都心第 2 小学校新築事業等（工事請負）（12 件、8 億 9,203 万 1,400 円）、（仮称）新都心第 2 小学校防音併行事業（4 件、3430 万 4 千円）、古蔵小学校校舎建設事業等（設計・監理）（2 件、2,427 万円）、古蔵小学校校舎建設事業等（工事請負）（9 件、10 億 9,849 万 2,900 円）、普通教室冷房設置事業（委託料）（1 件、427 万 1,400 円）普通教室冷房設置事業（工事請負）（2 件、3,636 万 9,900 円）古蔵中学校屋内運動場建設事業（委託）（1 件、855 万 5,400 円）古蔵中学校屋内運動場建設事業（工事請負）（4 件、3 億 9,603 万 6,250 円）学校地上デジタルテレビ対応アンテナ設置工事（4 件 2,282 万 7 千円）学校体育館床補修工事（2 件 6,964 万 4 千円）等の工事である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、県有地賃借の与儀小学校（776,520 円）神原小

学校 (895,308 円) 神原中学校 (823,236 円) 鏡原中学校 (764,376 円) 個人有地賃借の安謝幼稚園 (156 万 744 円) 城東小学校 (608 万 5,642 円 供託除く)、城南小学校 (227 万 5,054 円 供託除く)、真嘉比小学校 (913 万 6,099 円) 大道小学校 (264 万 2,556 円) 与儀小学校 (700 万 5,101 円) 城岳小学校 (169 万 9,387 円) 松島小学校 (1,354 万 810 円) 安岡中学校 (934 万 3,243 円 供託除く) 首里中学校 (1,048 万 9,515 円 供託除く) 真和志中学校 (148 万 8,816 円)、石田中学校 (684 万 7,606 円) 等、タクシー使用料及び複写機保守料金等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、神原中学校トイレブース等修繕 (その1) (54 万 1,800 円) 神原中学校トイレブース等修繕 (その2) (84 万 4,200 円) 小禄小学校普通教室棟剥離修繕 (129 万 1,500 円) 小禄小学校普通教室棟剥離修繕 (その2) (119 万 4,396 円) 宇栄原小学校水道設備修繕 (112 万 4,550 円) 垣花小学校非常放送設備修繕 (118 万 6,500 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、学校用地 993,135.80 m²、繁多川無縁墓地用地 317.00 m²である。

建物は、(36 校)小学校校舎 216,014 m²、屋内運動場 36,841 m²、プール 12,654 m²、(17 校)中学校校舎 118,197 m²、屋内運動場 21,109 m²、プール 6,607 m²である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 修繕料等の契約状況について (注意事項)

神原中学校のトイレブース等修繕業務及びその他複数の業務において、結果として同一業者と 2 回に分割して随意契約を行っているケースがある。同種同様な工事の発注は工期などを工夫することにより一括発注も可能であることから、今後は修繕計画を十分に精査し競争入札に付するなど効率的な事業執行に努められたい。

(2) 学校割当予算について (要望事項)

施設課における、光熱費等の学校割当予算の各学校への再配当は、その根拠規定が不明確であり早急に根拠規定を明確にされたい。

○ 中央公民館

(市立公民館 7 館のうち、中央公民館、首里公民館、小禄南公民館、繁多川公民館について実施した。)

1 職員の配置状況

各公民館の職員配置状況は、中央公民館は課長 1 人、主幹 1 人、主査 1 人、主任公民館主事 3 人の計 6 人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員 1 人であ

る。首里公民館は主査 1 人、主任公民館主事 1 人、公民館主事 1 人の計 3 人である。その他、非常勤職員 3 人である。小禄南公民館は主査 1 人、主任公民館主事 2 人の計 3 人である。その他、非常勤職員 2 人である。繁多川公民館は主幹 1 人である。

2 主な所掌事務

公民館は、講座の開設、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会、まつり等の開催、体育、レクリエーション等に関する集会の開催、各種の団体、機関等の連絡、施設を市民の集会その他公共的利用に供すること、学習団体の育成、学習相談、広報（館報等）複合施設の維持管理、その他公民館の設置目的を達成するために必要な事業、公民館使用料に関する事務等を所掌している。

なお、中央公民館は、この外市全域にわたる事業、公民館相互の連絡調整及び統括、公民館運営における市民との協働に関する事務も所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、納付書兼調定票、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

[中央公民館]

沖縄県公民館連絡協議会（16 万 1,700 円） 那覇地区公民館連絡協議会（11 万 2 千円） 第 61 回九州地区公民館研究大会沖縄大会開催地負担金（30 万円）等である。

(2) 資金前渡・概算払について

[中央公民館]

資金前途による支払いは、少年教室等の講師及び補助員への報償費等である。概算払による支払いは、社会教育指導員研修等に伴う費用弁償である。

[首里公民館]

資金前途による支払いは、城西小 3 年「総合学習」の講師報償費である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

[中央公民館]

那覇市公民館・図書館警備業務（1,380 万 2 千円）、那覇市公民館・図書館清掃業務（1,311 万 9 千円）である。

[首里公民館]

特定建築物環境衛生管理業務（112 万 3,500 円） エレベータ保守点検（37 万 4,300 円） 塵芥処理（17 万 500 円）等である。

[小禄南公民館]

エレベータ保守点検業務（25 万 2 千円） 塵芥処理業務（29 万 8,600 円） 排水管清掃外 4 件（46 万 5,150 円）である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

[中央公民館]

中央公民館外 1 館の印刷機賃借（55 万 5,660 円）、中央公民館外 1 館の複写機賃借（56 万 7 千円）、那覇市公民館券売機賃借（183 万 780 円） 公民館ノート型パソコンの賃借（12 万 5,685 円）等である。

[首里公民館]

首里公民館・図書館空調設備等賃借及び光熱費削減保証サービス契約 (524 万 4 千円) タクシー使用料 (10 万 3,940 円) 等である。

[小禄南公民館]

小禄南公民館・図書館空調設備等賃借及び光熱費削減保証サービス契約 (344 万 2,584 円) タクシー使用料外 1 件 (6 万 6,620 円) である。

[繁多川公民館]

複写機賃借 (9 万 3,731 円) タクシー使用料外 1 件 (12 万 3,931 円) である。

(3) 修繕料の契約について

[中央公民館]

印刷機修繕 (2 万 1 千円) である。

[首里公民館]

消防用設備修繕外 27 件 (108 万 3,900 円) CD プレイヤー修繕外 3 件 (5 万 4,708 円) である。

[小禄南公民館]

プロジェクターランプ取換修繕外 2 件 (6 万 4,995 円) 排煙窓 (点検・補修) 外 7 件 (23 万 8,428 円) である。

[繁多川公民館]

印刷機修繕 2 件 (2 万 9,085 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

各公民館における物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 11 日から 5 月 12 日、中央公民館、首里公民館、小禄南公民館、繁多川公民館において、備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

指摘事項なし。

○ 中央図書館

(市立図書館 7 館のうち、中央図書館、首里図書館、小禄南図書館について実施した。)

1 職員の配置状況

各図書館の職員配置状況は、中央図書館の配置は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 4 人、主任主事 5 人の計 11 人である。その他、非常勤職員 8 人、臨時職員 2 人、緊急雇用臨時 2 人である。首里図書館は、主査 1 人、主任主事 1 人、主事 1 人の計 3 人である。その他、非常勤職員 7 人、臨時職員 1 人、緊急雇用臨時 1 人である。小禄南図書館の配置は、主査 1 人、主任主事 1 人、主事 1 人の計 3 人である。その他、非常勤職員 7 人、緊急雇用臨時 1 人である。

2 主な所掌事務

各図書館は、図書館奉仕、レファレンス及び読書相談、図書館資料の購入計画、選書、登録、除籍等、図書館資料の保存、障がい者のための資料の収集及び宅配サービス、寄贈図書の入、読書会、おはなし会等、読書推進事業の主催及び関係団体の支援、他の公共図書館及び学校図書館等との図書館資料の相互貸借、図

書館運営における市民との協働、所管する複合施設の維持管理（中央、若狭、繁多川）その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業に関する事務等を所掌している。

なお、中央図書館は、この外学校、社会教育関係団体等への視聴覚教材等の貸出、図書館コンピュータシステムの運営管理、統計及び広報、図書館運営の調査研究及び企画、図書館関連要綱等の内規の制定、図書館業務の総括に関する事務も所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本図書館協会負担金（5万円） 沖縄県公共図書館連絡協議会負担金（7万6千円） 沖縄県図書館協会負担金（5千円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、図書館ボランティアの保険加入、図書館コンピュータシステム先進地視察に伴う旅費である。

概算払による支払いは、図書館コンピュータシステム先進地視察に伴う旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、公民館・図書館警備業務委託（933万6千円） 清掃業務委託（7図書館分）（966万6千円） 空調設備保守点検業務委託（中央・繁多川）（110万2,500円） 昇降機保守点検業務委託（若狭）（50万7,788円） 新刊全件マーク作成業務委託（288万7,500円） 図書搬送業務（196万1,800円） 自家用電気工作物保安管理業務委託（中央）外11件（169万8,889円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃借（中央・久茂地・首里）（67万2千円） 複写機保守契約（中央・久茂地・首里）（47万906円） 複写機賃借（小禄南・若狭・石嶺・繁多川）（29万9,064円） タクシー使用料（25万330円） 図書館システム（1,532万1,600円） 那覇市立図書館ハウジングサービス利用契約（36万円） マイクロフィルムリーダープリンタ賃借（44万7,300円） 図書館配本連絡用車両賃借（32万8,860円） 日経テレコン21使用料外3件（31万5,800円） 若狭公民館・図書館空調設備等賃借及び光熱費削減保証サービス契約（241万9,200円） デスクトップ型PC等賃借（22万6,800円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、高圧受変電設備修繕外33件（202万997円） 16ミリフィルム（まけるなチッチ外9本）の修理外5件（23万6,921円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 10 日中央図書館、同月 11 日に小禄南図書館、同月 12 日に首里図書館の備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

学校教育部

○ 学校教育課

1 職員の配置状況

学校教育課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 3 人、指導主事 8 人、主幹 1 人、主査 1 人、主任主事 3 人、主事 2 人の計 19 人である。

2 主な所掌事務

学校教育課は、学校経営に関する指導助言、教育課程及び教育内容の指導助言、学校教育に関する企画・調査及び研究、教科領域研究団体の助成、教科用図書の採択、就学指導委員会、学校教育実習、学校の設置及び廃止、県費負担教職員の免許・任免・分限・懲戒・表彰及び服務その他身分取扱い、県費負担教職員の福利厚生及び公務災害、県費負担教職員の研修、校長連絡協議会・教頭連絡会、学校保健に係る調査・研究及び統計並びに計画及び実施、教職員・児童・生徒の健康診断、学校結核対策委員会、学校環境の衛生管理、学校安全（スクールゾーン等を含む）及び日本スポーツ振興センター、所管する教育機関の指導助言及び総合調整に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本スポーツ振興センターへの共済負担金（小学校 973 万 3,280 円、中学校 444 万 2,475 円）等である。

補助金の支出は、那覇地区中学校体育連盟主催事業（368 万 3,750 円）、那覇地区中学校文化連盟主催事業（126 万 3 千円）、県外派遣選手費（小学校 637 万 8,250 円、中学校 799 万 6,550 円）等に係る補助金である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、学校保健関係非常勤職員報酬（小学校 1,425 万 6 千円、中学校 673 万 2 千円）、定期健康診断等の業務委託料（小学校 615 万 9,294 円、中学校 213 万 5,357 円）等である。

概算払による支払いは、那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金（368 万 3,750 円）、那覇地区中学校文化連盟補助金（126 万 3 千円）等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、塵芥処理業務(小学校 907 万 9,156 円、中学校 457 万 1,041 円、)産業廃棄物処理(粗大ごみ等)業務(小学校 272 万 4,089 円、中学校 187 万 9,890 円)貯水槽清掃業務(小学校 366 万 800 円、中学校 171 万 6 千円)廃棄蛍光管処理業務等(小学校 148 万 6,672 円、中学校 64 万 5,529 円)定期健康診断業務(小学校 4,211 万 1,318 円、中学校 2,053 万 5,472 円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校保健室用パソコン一式賃借(小学校 139 万 1,685 円、中学校 74 万 9,580 円)コンピュータ機器等賃借(小学校 15 件(9,806 万 1,329 円)中学校 3 件(5,354 万 6,556 円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、学校緑のカーテン事業 64 件(4,125 万 2,454 円)仲井真中外 2 校ネットワーク工事(25 万 2 千円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

学校緑のカーテン事業について(注意事項)

学校緑のカーテン事業の修繕料の契約は、各学校毎の随意契約にて行われている。契約の原則は競争入札であることから、例えば複数校を一つのグループとして、一括発注するなど競争入札を検討し効率的な予算執行に努められたい。

○ 総合青少年課

1 職員の配置状況

総合青少年課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、指導主事 3 人、主任主事 3 人、主任教育相談員 2 人、主事 1 人、教育相談員 1 人の計 17 人である。その他、非常勤職員 20 人である。

2 主な所掌事務

総合青少年課は、青少年問題及び青少年の健全育成並びに不登校対策に関する企画、調査及び研究、不登校への対応に係る学校への指導及び助言並びに支援、適応指導教室、児童生徒の問題行動、青少年に対する街頭指導、継続指導、青少年に関する相談その他教育相談、青少年施設の設置、管理及び廃止、青少年関係団体等との連絡調整、青少年団体の育成及び指導助言に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

なお、メンタルヘルス・カウンセリング事業については、事業の実績を評価し、今後の相談業務等のさらなる充実を求める要望をした。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、大平養護学校卒業生父母の会(6 万 7,570 円)西崎養護学校卒業生父母の会(4 万 4,348 円)島尻養護学校卒業生父母の会(2 万 6,626

円) 鏡が丘養護学校卒業生父母の会(1万3,793円) 沖縄県適応指導教室連絡協議会(1万円) 全国適応指導教室連絡協議会(5千円)等である。

補助金の支出は、那覇市青少年健全育成市民会議(357万2千円) 那覇市青年団体連絡会(153万円) 那覇市子ども会育成連絡協議会(46万8千円)等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、地域自主開催成人式の報償費、那覇市青少年問題協議会委員の報酬、生徒サポーター傷害保険料、放課後子どもプラン運営委員会委員の報償費、学校支援地域本部事業コーディネーター謝礼金等である。

概算払による主な支払いは、那覇市生涯学習振興費補助金、那覇市青少年健全育成事業補助金、那覇市児童生徒県外交流事業旅費等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、森の家みんな管理運営事業業務委託(1,115万円) 青少年旗頭事業業務委託(266万円) 那覇市児童生徒県外交流事業旅行業務(120万2,010円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、公用車賃借2件(45万9,900円) 複写機賃借(23万9,400円) 印刷機賃借(12万6千円) タクシー使用料及び複写機保守料金等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

建物は、自然体験学習施設(那覇市立森の家みんな)1,023.16㎡である。

(2) 基金について

基金は、児童生徒県外交流基金(146万9,444円)である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

メンタルヘルス・カウンセリング事業について(要望事項)

平成22年度における不登校、登校渋り等の相談ケースで、高校受験をしたのは21人である。(そのうち16人は受験対策の学習支援(1月~3月上旬)にも参加している。)その結果、合計19人が高校合格を果たしている。

不登校、不適応相談ケースの中には、発達障がい等が背景にあるケースも多く、継続相談により支援を続けている。単発の相談を含め年度末までに全体の約55%が好転し、相談業務を終えた。その他のケースについてもそれぞれ改善を示している。今後とも相談業務等の充実に努められたい。

○ 学務課

1 職員の配置状況

学務課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任主事 6 人、主事 2 人の計 14 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

学務課は、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、特別支援学級就学奨励費、学務に関する企画、調査及び研究、児童及び生徒の就学、通学区域の設定及び改廃、在籍調査及び学校基本調査、教科用図書の無償給与、学校物品の調達及び管理、学校事務処理体制再構築に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、小学校における医療費、準要保護学校給食費・学用品費、特別支援教育就学奨励費、中学校における医療費、準要保護学校給食費・学用品費・通学費・修学旅行費、特別支援教育就学奨励費、郵便料金（隣接校選択制・希望申請表・修学通知書）等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、新入学児童生徒就学通知書印刷委託外 1 件 (52 万 4,428 円) 学事・就学援助支援システム業務委託の期間延長契約 (158 万 250 円) 学事・就学援助支援システム業務委託の期間延長契約 (154 万 8,540 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、コピーチャージ料外 1 件 (20 万 5,997 円) 備品管理システム機器等賃借 (281 万 6,660 円) 学事・就学援助支援システムメンテナンスフリー契約 (30 万 8,700 円) 平成 18 年度小学校印刷機の賃借 (270 万 6,480 円) 平成 18 年度小学校複写機の賃借 (129 万 6,540 円) 識名小学校外 5 校及び那覇中学校外 2 校の電話交換機等設備賃借 (175 万 7,700 円) 平成 19 年度小学校複写機の賃借 (72 万 9,600 円) 城南小学校外 12 校の印刷機賃借 (247 万 860 円) 平成 20 年度小中学校複写機の賃借 (111 万 5,700 円) 平成 20 年度小中学校印刷機の賃借 (170 万 1 千円) 平成 21 年度小中学校複写機の賃借 (158 万 4,576 円) 平成 21 年度小中学校印刷機の賃借 (147 万 9,996 円) 平成 21 年度小中学校公用車賃借 (197 万 784 円) 平成 22 年度小中学校公用車賃借 (65 万 1 千円) NHK 放送受信料 (70 万 3,840 円) 小中学校タクシー使用料 (1,932 万 245 円) 小中学校コピー使用料 (1,787 万 5,226 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、テレビ放送設備の修繕外 2 件 (4 万 5,727 円) 識名小パワーアンプ修理外 411 件 (1,227 万 376 円) スピーカー梱包材の修理外 1 件 (3 万 9,375 円) 金城中アンプ修理外 171 件 (714 万 4,903 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、

おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 9 日から同月 12 日に学務課、泊小学校、神原小学校、城北中学校の備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 学校給食課

1 職員の配置状況

学校給食課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、栄養士 1 人の計 5 人である。

2 主な所掌事務

学校給食課は、学校給食の企画、学校給食施設の設置及び廃止、学校給食の運営指導、給食費、団体育成、調理業務の民間委託に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食研究協議会(12 万 570 円)である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、与儀小学校給食調理業務(1,742 万 9,030 円)、識名小・城岳小学校給食調理業務(3,713 万 7,450 円)、真和志小学校給食調理業務(1,740 万円)、給食調理場防虫駆除業務(85 万 3,700 円)、給食関係職員検便検査業務(164 万 6,379 円)、単独校残菜回収業務(250 万円)、給食室グリストラップ清掃業務(878 万 220 円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託の契約は、銘苅小学校共同調理場新築工事関連(1 億 7,062 万 5 千円)、古蔵小学校調理場関連改修工事関連(1 億 8,110 万 7,750 円)(仮称)新都心第 2 小学校単独調理場新築工事関連(1 億 343 万 2,160 円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校給食献立作成用パソコン導入事業(189 万 3,780 円)、首里学校給食センター用地賃借(593 万 1,162 円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、安謝小学校配膳室改修業務(57 万 6,450 円)、銘苅小学校プラットホーム改修業務外 37 件(320 万 9,216 円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、

「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、小禄学校給食センター(1,233.15 m²) 真和志学校給食センター(3,214.00 m²) 建物是那覇学校給食センター(1,957 m²) 首里学校給食センター(1,039.25 m²) 小禄学校給食センター(968.00 m²) 真和志学校給食センター(1,176.17 m²) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 学校給食関係職員の貸与被服購入について(是正事項)

学校給食調理員等の貸与被服(上着・ズボン・調理靴等)について、次年度の使用に供することを目的に当該年度末に購入し(支払額 218 万 9,845 円)貸与している。財政法第 12 条及び地方自治法第 208 条第 1 項で「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない」(会計年度独立の原則)とされており法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

(2) 首里学校給食センター用地賃借契約の遡及適用について(是正事項)

本契約は、契約期間が平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの契約について平成 22 年 4 月 1 日付けで契約すべきところ、平成 22 年 4 月 7 日付けで契約し、平成 22 年 4 月 1 日に契約対象期間を遡及適用している。地方自治法第 234 条第 5 項で「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」とされている。この契約については昨年度も同様の事務処理が行われている。今後は法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

(3) 学校給食残菜回収処理業務委託について(要望事項)

学校給食の献立は児童・生徒の健康増進及び食育の推進を図るために所定の栄養基準量等を参考に地域の実態(家庭での栄養摂取状況等)を配慮して作成されている。

平成 22 年度実施の給食残量調査では副食の残量率が小学校 1 割強、中学校 2 割弱という結果がでている。

児童・生徒の心身の健全な発達の促進及び学校給食残菜回収業務委託の経費削減を図るため学校給食の食べ残しの減量に向けた取組強化を行い効率的、効果的な事業の執行に努められたい。

○ 教育研究所

1 職員の配置状況

教育研究所の職員配置状況は、所長 1 人、指導主事 3 人、主査 3 人、主任主事 2 人の計 9 人である。その他、非常勤職員 5 人である。

2 主な所掌事務

教育研究所は、全国標準学力検査、小中学校情報教育の支援、指導助言、企画、教育研究員、教育研究所運営審議会、各種講座、N A R A E ネットに関すること。学校ネットワーク支援及び情報教育の推進、教育コンピューター保守管理・教育機器整備に関すること、図書資料提供に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県教育研究所連盟(1万円)九州地区教育研究所連盟(6千円)全国教育研究所連盟(2万円)への団体負担金である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成22年度全国教育研究所連盟負担金、平成22年度夏期授業実践講座講師謝礼金、平成22年度全国教育研究所連盟教育課題研究会参加旅費、平成22年度運営審議会報酬等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、ごみ処理業務委託料(7万2千円)平成22年度標準学力調査業務(179万7,130円)、那覇市教育用ネットワーク運用業務(1,297万8千円)インストラクター派遣業務(19万4,400円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、那覇市立教育研究所情報教育機器等の賃借(156万2,340円)OA推進事業の情報機器他の賃借(94万7,346円)、教育用PC保守点検用車両の賃借(43万4,700円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、小学校内NW機器修繕その外21件(145万3,914円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 学 校 給 食 セ ン タ ー

1 職員の配置状況

学校給食センターの職員配置状況は、所長1人、副所長4人、主任主事3人、主事1人、調理主査4人、主任調理員8人、調理員29人、運転手5人の計55人である。その他、県費栄養職員は8人ある。

2 主な所掌事務

学校給食センターは、給食センターの管理運営、給食センター運営委員会、給食費の執行、賄材料の調達及び検収、献立の作成及び栄養に関する業務、調理及び運搬、その他学校給食センターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会(2万5,347円)への団体負担金、安全運転管理者講習会(8,400円)である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇・首里・小禄・真和志学校給食センター運営委員会の委員への報酬(45万6千円) 費用弁償(15万6千円) 安全運転者講習会への出席負担金(8,400円)である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、4給食センターボイラー管理業務(1,953万円) 4給食センター警備業務(231万円) 那覇・小禄給食センター残菜処理業務(104万円) 首里・真和志給食センター残菜処理業務(72万円) 那覇給食センター塵芥処理業務(91万1,196円) 首里・真和志・小禄給食センター塵芥処理業務(973万350円) 首里・小禄給食センター産業廃棄物処理業務(65万1千円)、那覇給食センター学校給食運搬業務(2,350万462円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、首里給食センター食器類賃借(107万6,400円) 小禄給食センター食缶洗浄機賃借(269万8,920円) 真和志給食センタースチームコンベクションオープン賃借(216万900円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、蒸気ボイラー部品取替修繕外28件(187万3,792円) 排煙装置取替修繕外25件(312万2,732円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。